

美祢市女性就労環境整備支援補助金（令和6年度）

美祢市では、女性の就労環境の整備や採用の増加、仕事と生活の両立につながる優良な取組を行う市内の企業等を支援します

補助金額

対象経費の2/3以内（上限額50万円）

対象事業者

以下の要件でいずれにも該当すること

- ①市内で1年以上事業活動を行っている常時雇用従業者数300人以下の企業、法人又は団体であること
- ②**女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定していること**
- ③**「やまぐち女性の活躍推進事業者」の登録を受けていること**
- ④前年度までの市税の滞納がないこと
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又はその統制下の団体でないこと
- ⑥国又は地方公共団体等による同様の補助金等の交付を受けていないこと

※同一事業年度に申請は1回のみです

補助対象経費

一般事業主行動計画に記載された取組を実施するための以下の経費を補助します

区分	内容
機材購入費	購入価格5万円以上の物品購入費
謝礼	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金 等
交通費	外部専門家等に支払う旅費 等
消耗品費及び図書費	事業に必要な少額の物品の購入費（食料費は除く）
印刷費	広報、シール等の印刷費 等
委託料	事業の実施にかかる委託料
使用料及び手数料	会場の使用料 等
研修費	研修会等に参加するための受講料 等
賃借料	機器リース料 等
その他	市長が必要と認める経費

◆女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう

令和4年4月から改正女性活躍推進法が全面施行され、一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から、101人以上の事業主に拡大されました。（※常時雇用する労働者数が100人以下の事業主は努力義務）

《女性活躍推進法における一般事業主が行うべき取組の流れ》

1 一般事業主行動計画の策定等

- ①自社の女性活躍に関する状況把握、課題分析
- ②一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表
- ③行動計画を策定した旨の労働局への届出
- ④取組の実施、効果の測定

2 女性の活躍に関する情報の公表

一般事業主行動計画の策定、届出については、山口労働局雇用環境・均等室（TEL083-995-0390）へお問い合わせください。

補助事業の流れ

◆女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 ⇒ 労働局に提出

◆やまぐち女性の活躍推進事業者の登録に係る書類作成
⇒山口県男女共同参画課に申請
(※申請された月の翌月下旬頃登録(例:8/1申請→9月下旬頃登録))



補助金交付申請

■ 提出書類

申請は令和6年7月10日から12月27日まで

- 美祢市女性就労環境整備支援補助金交付申請書 (様式第1号)
- 事業実施計画書 (様式第2号)
- 事業収支予算書 (様式第3号)
- 照会に関する同意書 (様式第4号)
- 誓約書 (様式第5号)
- 一般事業主行動計画の写し
- やまぐち女性の活躍推進事業者登録証の写し
- 事業実施に係る見積書等の写し
- 会社案内又は会社概要 (従業員規模がわかるもの)

(市)交付決定通知

事業実施

交付決定通知を受け取ってから事業に着手してください。
年度末までに完了する事業が対象です。

実績報告

■ 提出書類

- 美祢市女性就労環境整備支援補助金事業実績報告書 (様式第11号)
- 事業収支決算書 (様式第12号)
- 補助対象事業の経過及び成果を証する書類
- 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- その他特に必要と認める書類

(市)確定通知

交付請求

■ 提出書類

- 美祢市女性就労環境整備支援補助金請求書 (様式第14号)

(市)補助金振込

※市ホームページに提出書類の各種様式があります

【申請書類等の送付先・問合せ先】

〒759-2292

美祢市大嶺町東分326番地1

美祢市役所 観光商工部 商工労働課

電話番号 0837-52-5224